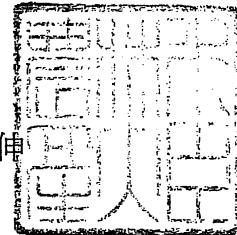




資料2

16 消安第7172号
平成16年12月14日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿



農林水産大臣 島村 宜伸

日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直す必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条2の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- ① 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）
2 有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）

有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成17年7月15日
農林水産省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号及び60号）について、所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

有機農産物の日本農林規格について、

- (1) 第4条「生産の方法についての基準」について、解釈に混乱が生じないよう、より具体的に規定する
 - (2) 別表に掲げられている資材について、コーデックスガイドラインとの適合を図りつつ整理する
- 等の改正を行う。

有機農産物の日本農林規格の見直しについて

見直しの基準2 (1) ② (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

| | |
|---|---|
| ア 見直しを行う年度の過去2ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前的小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格 | 該当せず（平成13年度から有機JAS規格に基づく有機食品が流通しているが、その格付数量は大幅に増加し、市場規模は拡大している（国内格付実績13年度34千トン→15年度47千トン）。なお、小売販売額に関する資料はない。） |
| イ 一の都道府県以外では格付けなくなった農林物資の規格 | 該当せず（複数の都道府県で格付） |

廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当しないため、改正する確認の方向で検討した。

有機農産物の日本農林規格の改正概要

1 「目的」の規定の改正（第1条）

新たに有機飼料の規格を作成していることから、農産物のうち食用に供されるものの規格であることを明確化するため、「食用に供されるものに限る。」を追記する。

2 「定義」の規定の改正（第3条）

この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 有機農産物 | 次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。 |
| 使用禁止資材 | 肥料及び土壤改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壤又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。 |

- 繰り返し使用する用語について一括して上表のように規定する。
- 使用禁止資材については、肥料、土壤改良資材及び農薬以外の資材についても化学物質の投入が不可であることを明確化するため、その他の資材についても含めた規定とする。

3 生産の方法についての基準の改正（第4条）

（生産の方法についての基準）

有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

| 事項 | 改正案 | 現行 |
|--------|--|---|
| ほ場等の条件 | 1 ほ場に周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置が講じられていること。 | 1 ほ場は、周辺から肥料、土壤改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するた |

めに必要な措置が講じられ
ていること。

2 次のいずれかによるこ
と。

(1) 多年生の植物から収穫
される農産物にあっては
その最初の収穫前に3年
以上、それ以外の農産物
にあってはは種又は植付
け前に2年以上（開拓さ
れたほ場又は耕作の目的
に供されていないほ場で
あって、2年以上使用禁
止資材が使用されていな
いほ場において新たに農
産物の生産を開始した場
合にあってはは種又は植付
け前1年以上）の間、
以下に掲げるほ場における
肥培管理の基準、ほ場
には種する種子又は植え
付ける苗等の基準及びほ
場における有害動植物の
防除の基準に基づき農産
物の生産が行われている
ほ場であること。

(2) 転換期間中のほ場((1)
に規定するほ場への転換
を開始したほ場であつて、(1)に規定する要件
を満たさないものをい
う。)については収穫前
1年以上の間、以下に掲
げるほ場における肥培管
理の基準、ほ場には種す
る種子又は植え付ける苗

2 次のいずれかによるこ
と。

(1) 多年生作物（牧草を除
く。）を生産する場合に
あってはその最初の収穫
前に3年以上、それ以外
の作物を生産する場合に
あっては播種又は植付け
前に2年以上（開拓され
たほ場又は耕作の目的に
供されていないほ場であ
って、2年以上使用禁
止資材が使用されていな
いほ場において新たに農
作物の生産を開始した場
合にあっては播種又は植付
け前1年以上）の間、以
下に掲げるほ場等にお
ける肥培管理の基準、ほ場
に播種又は植付ける種苗
の基準及びほ場等にお
ける有害動植物の防除の基
準に基づき農産物の栽培
が行われているほ場であ
ること。

(2) 転換期間中のほ場((1)
に規定するほ場への転換
を開始したほ場であつて、(1)に規定する要件
を満たさないものをい
う。)については収穫前
1年以上の間、以下に掲
げるほ場における肥培管
理の基準、ほ場に播種又
は植付ける種苗の基準及

| | | |
|--|---|---|
| | <p><u>等の基準及びほ場における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の生産が行われているほ場であること。</u></p> <p>3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場に、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。</p> | <p>びほ場における有害動植物の防除の基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。</p> <p>3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。</p> |
|--|---|---|

- ・ 第3条に定義付けられたことに伴い規定を簡潔に整理する。
- ・ 農地を明確に区分することは必ずしも可能ではないことから適切な表現に修正する。
- ・ 飛来のみでなく、流入についても防止が必要である旨、明確化する。
- ・ 第1条の改正の反映し、「牧草を除く」を削除する。
- ・ 「農産物」と「作物」、「生産」と「栽培」等の文言を整理する。

| 事項 | 改正案 | 現行 |
|------------|--|---|
| ほ場における肥料管理 | 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するた い肥の施用その他の当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場又はその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1に掲げる肥料及び土壤改良資材（製造工程において化学的に合成された物質を添 | 当該ほ場等（ほ場及び採取場をいう。以下同じ。）において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用その他の当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ことができない場合にあっては、別表1に掲げる肥料及び土壤改 |

加していないものに限る。)
のみを使用していること。)。

良資材のみを使用していること。)。

- 採取場では肥培管理は行わないため、「ほ場」とする。
- 現行の別表1に掲げられた大部分の資材の基準に「化学的に合成された物質を添加していないものであること」と一つ一つ規定されていることから、これを一括して本則において規定する。

| 事 項 | 改正案 | 現 行 |
|---------------------------|--|---|
| <u>ほ場には種する種子又は植え付ける苗等</u> | <p>1 <u>ほ場には、次の種子及び苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用すること（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合にあっては、(1)の種子及び苗等に限る。）。</u></p> <p>(1) <u>ほ場等の条件の基準、ほ場における肥培管理の基準、ほ場における有害動植物の防除の基準、一般管理の基準及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準に適合するもの。</u></p> <p>(2) <u>(1)の種子及び苗等の入手が困難な場合には、使用禁止資材が使用されていないもの。</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)の種子及び苗等の入手が困難な場合には、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な</u></p> | <p>1 <u>ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種苗（種子、苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合にはこの限りではない。</u></p> |

最も若齢な苗等。

2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。以下同じ。）を用いて生産されたものでないこと。

2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものでないこと。

- 事項名について、種子繁殖をする品種と栄養繁殖をする品種を分けて規定する必要があるため改正する。
- 食用新芽（貝割れ大根やウド等）の生産を目的とする場合には、食用新芽は主として植物体に蓄えた栄養で生長し土壌の栄養を必要としないことから、本号で規定する通常の方法によっては入手困難な場合の例外規定の適用外であることを明確化する。
- 通常の方法によっては入手困難な場合の規定の改正

現行では、「通常の方法によっては入手困難な場合にはこの限りではない」とされ、有機種苗が入手困難な場合に使用できる種子や苗がどのようなものであるか不明確であるため、コーデックスガイドラインの規定に従い、第1に使用禁止資材が使用されていない種子及び苗等、第2に一般の種子及び苗等の順に使用が可能である旨を明確化する。

ただし、やむを得ず一般の種子及び苗等を使用する場合であっても、可能な限り有機管理されていない期間を短くするため、種子繁殖をする品種については種子を、栄養繁殖をする品種については入手可能な最も若齢な苗等を使用することと規定する。

なお、同じ農産物であっても、種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種がある農産物があるため、部会了承案の規定を修正する。

| 事 項 | 改正案 | 現 行 |
|----------------|--|--|
| ほ場における有害動植物の防除 | [前略] (農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的 | [前略] (農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果 |

| | | |
|--|--|---|
| | に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）のみが使用されていること。）。 | 的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。）。 |
|--|--|---|

- 採取場では有害動植物の防除は行わないため、「ほ場」とする。
- 別表2に掲げる農薬について、組換えDNA技術の排除を明確化する。

| 事項 | 改正案 | 現行 |
|------|--|------|
| 一般管理 | <p>1 土壤又は植物には、使用禁止資材を施してはならない。</p> <p>2 育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、その用土として次の(1)から(3)までに掲げるものののみを使用するとともに、ほ場等の条件の基準の1に掲げる基準、ほ場における肥培管理の基準、ほ場における有害動植物の防除の基準及び1に掲げる基準に準じた管理が行われていること。</p> <p>(1) ほ場等の条件の基準を満たすほ場等（ほ場及び採取場をいう。）の土壤</p> <p>(2) 過去3年以上使用禁止資材が周辺から飛来又は流入せず、かつ使用されない一定の区域で採取され、かつ、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壤</p> <p>(3) 別表1に掲げる肥料及び土壤改良資材</p> | [新設] |

| | |
|---|---|
| | <p><u>されていること。)のみが、農産物の品質の保持改善に使用される資材として別表3に掲げる調製用等資材(製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限り、組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)のみが使用されていること。)。</u></p> |
| 3 | 放射線照射が行われていないこと。 |
| 4 | <u>ほ場等の条件等の基準及び1から3までの基準に従って生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理されていること。</u> |

- ・ 収穫以後の工程の管理である旨を明確化するため、項名に追記する。
- ・ 項名を繰り返し規定している「輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程」の規定を削除する。
- ・ 本条を網羅した時点で初めて有機農産物と表現できるものであるため、基準中の有機農産物の表現を修正する。
- ・ 有害動植物の防除又は品質の保持改善において、①薬剤の使用よりも物理的生物的方法を優先すべきこと、②有害動植物の防除には別表2の農薬のみが、品質の保持改善には別表3の調整用等資材のみが使用できることを明確化する。

なお、パブリックコメントを踏まえ、収穫後の工程において有害動植物の防除に使用できる資材としては、別表2に掲げる農薬とともに、有機加工食品の規格に規定される施設に用いられる薬剤についても使用できるよう、部会了承案を修正する。

- ・ 別表3に掲げる調整用等資材について、その製造工程において化学的に合成された物質の添加が認められていない旨、基準を明確化する。
- ・ 農産物に対する放射線照射は一切禁止されていることから、明確化する。

- ・ 化学肥料等、薬剤以外の使用禁止資材もあることから、表現を修正する。

5 附則

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
 - 2 この告示による改正前の有機農産物の日本農林規格第4条の表中ほ場に播種又は植付ける種苗の基準の1のただし書については、この告示の公布の日から起算して5年を経過するまでは、なお従前の例によることができる。
 - 3 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでは、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表中一般管理の基準の2の(2)中「過去3年以上使用禁止資材」とあるのは、「使用禁止資材」と読み替えるものとする。
- ・ 改正後の「ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等」の規定は、コーデックスガイドラインに沿った規定であるが、我が国の有機農業においては、現状では慣行生産苗を購入して使用している例も多く、有機育苗が十分普及・定着している状況にはないことから、直ちに新しい規定を適用することは困難であり、経過措置として5年間は従前の取扱いを可能とする。
 - ・ 改正後の「一般管理」における、2の育苗培土の(2)規定については、施行後直ちに過去3年間について使用禁止資材の混入が防止されていることを証明することは困難であるため、3年間の経過措置を設ける。

6 別表1の改正

(肥料及び土壤改良資材（基準）：改正部分抜粋)

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| [削る] | 基準において、「 <u>化学的に合成された物質を添加していないもの</u> であること。」と規定されているもの |
| <u>植物及びその残さ由来の資材</u> <u>発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由來の資材</u> (家畜及び家きんの排せつ物に由來するものであること。) | 農産物及びその残さに由来する堆肥 家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥 |
| <u>食品及び繊維産業からの有機質副産物由來の資材</u> (天然物質又は化学的処理(有機 | 食品製造業等に由来する堆肥 |

| | |
|--|---|
| <p><u>溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。)</u></p> | |
| <p><u>と畜場又は水産加工場からの動物性 产品由來の加工資材</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p><u>(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの であること。)</u></p> | |
| <p><u>発酵した食品廃棄物由來の資材 (食品廃棄物以外の物質が混入し ていないものであること。)</u></p> | <p><u>生ゴミに由来する堆肥</u></p> |
| <p><u>バーク堆肥</u></p> | <p><u>バーク堆肥</u></p> |
| <p><u>(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの であること。)</u></p> | |
| <p>[削る]</p> | <p><u>魚かす粉末</u></p> |
| <p>[削る]</p> | <p><u>なたね油かす及びその粉末</u></p> |
| <p>[削る]</p> | <p><u>米ぬか油かす及びその粉末</u></p> |
| <p>[削る]</p> | <p><u>大豆油かす及びその粉末</u></p> |
| <p>[削る]</p> | <p><u>蒸製骨粉</u></p> |
| <p><u>グアノ</u></p> | <p><u>窒素質グアノ</u></p> |
| <p><u>草木灰</u></p> | <p><u>草木灰</u></p> |
| <p><u>(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの であること。)</u></p> | |
| <p><u>硫黄</u></p> | <p><u>硫黄</u></p> |
| <p><u>([削る])</u></p> | <p><u>(天然物質又は化学的処理を行って いない天然物質に由来するものであ ること。)</u></p> |
| <p><u>生石灰</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p><u>(天然物質又は化学的処理を行っ ていない天然物質に由来するもの (苦土生石灰を含む。)であること。)</u></p> | |
| <p><u>消石灰</u></p> | <p>[新設]</p> |
| <p><u>(上記生石灰に由来するものであ ること。)</u></p> | |
| <p><u>微量要素 (マンガン、ほう素、鉄、</u></p> | <p><u>微量要素</u></p> |

銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)

(微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。)

泥炭

(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの
(土壤改良資材として使用する場合は、育苗用土として使用する場合に限る。)であること。

塩化ナトリウム

(採掘若しくは海水から化学的方法によらず生産したものであること。)

[削る]

塩化カルシウム

上記の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる肥料及び土壤改良資材

(前略・・・天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(燃焼、焼成・・・中略・・・製造されたものに限り、組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)であり、かつ病害虫の防除効果を有しないことが客観的に明らかなものであること。)

(マンガン、ほう素等微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量要素以外の化学的に合成された物質が添加されていないものであること。)

泥炭

(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。)

塩化ナトリウム

(採掘された塩であること。)

さらし粉

[新設]

その他の肥料及び土壤改良資材

(前略・・・化学的に合成された物質を添加していないものであること。)

- ・ 「化学的に合成された物質を添加していないものであること。」との規定は、本則において手当したため、別表からは削除する。
- ・ コーデックスガイドラインとの適合を図るとともに、要望の強い資材(消石灰)について手当する。
- ・ パブリックコメントを踏まえ、一部の資材の基準等を修正する。
- ・ 「その他の肥料及び土壤改良資材」については基準が曖昧で天然物質であれ

ば何でも使用できるように解釈できるため、病害虫防除目的ではなく、リスト化された資材では農地の生産力の維持増進が図れない場合のみ使用できる旨を明確化する。

- ・ 使用できる資材の混合物は使用できる旨を明確化する。

7 別表2の改正

(農薬(基準) : 改正部分抜粋)

| 改正案 | 現行 |
|--|-------------------------------------|
| <u>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</u> <u>(除虫菊から抽出したものであつて、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。)</u> | 除虫菊乳剤 <u>(除虫菊から抽出したものであること。)</u> |
| [削る] | <u>デリス乳剤</u> |
| [削る] | <u>デリス粉</u> |
| [削る] | <u>デリス粉剤</u> |
| <u>大豆レシチン・マシン油乳剤</u> | [新設] |
| <u>硫黄・大豆レシチン水和剤</u> | [新設] |
| <u>石灰硫黄合剤</u> | [新設] |
| 性フェロモン剤 <u>(農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。)</u> | 性フェロモン剤 |
| [削る] | <u>誘引剤</u> |
| [削る] | <u>忌避剤</u> |
| <u>脂肪酸グリセリド剤</u> | [新設] |
| <u>デンプン水和剤</u> | [新設] |
| [削る] | <u>カゼイン石灰</u> |
| [削る] | <u>パラフィン</u> |
| 展着剤 <u>(カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。)</u> | [新設] |
| <u>二酸化炭素くん蒸剤</u> | <u>二酸化炭素剤</u> |
| <u>ケイソウ土粉剤</u> | <u>ケイソウ土剤</u> |
| メタアルデヒド剤 <u>(捕虫器に使用する場合に限ること)</u> | [新設] |

と。)

- ・ コーデックスガイドラインとの適合及び新たに登録された天然系農薬について手当てを図るとともに、批判の強い資材（デリス粉、デリス粉剤）を削除し要望の強い資材（石灰硫黄合剤）について手当する。

8 別表3の改正

(調整用等資材 (基準) : 改正部分抜粋)

| 改正案 | 現 行 |
|--|--------------------|
| <u>エチレン</u> <u>(バナナの追熟に使用する場合に</u> <u>限ること。)</u> [削る] | [新設] その他の調製用等資材 |

- ・ 要望の強い資材（エチレン）を手当てし、その他の調整用等資材については実績がないため削除する。

有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第5号）一部改正新旧対照表（案）

| 改 正 案 | 現 行 | | | | | | | | | | |
|---|--|----|--------|--|---|-------------|--------|--|----|-----------------------------|--|
| 有機農産物の日本農林規格 (目的) 第1条 この規格は、有機農産物（食用に供されるものに限る。）の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (有機農産物の生産の原則) 第2条 有機農産物の生産の原則は、次のとおりとする。 (1) 【略】 (2) 【略】 | 有機農産物の日本農林規格 (目的) 第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (有機農産物の生産の原則) 第2条 有機農産物の生産の原則は次のとおりとする。 (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壤の性質に由来する農地の生产力を發揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。 (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。 | | | | | | | | | | |
| 第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農産物</td> <td>次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。</td> </tr> <tr> <td>禁農等</td> <td>禁農及び禁採場をいう。</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>肥料及び土壤改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壤又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>禁農</td> <td>禁農または禁地種植物生産区域または禁用禁農区域をいう。</td> </tr> </tbody> </table> (生産の方法についての基準) 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 | 用語 | 定義 | 有機農産物 | 次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。 | 禁農等 | 禁農及び禁採場をいう。 | 使用禁止資材 | 肥料及び土壤改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壤又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。 | 禁農 | 禁農または禁地種植物生産区域または禁用禁農区域をいう。 | 第3条 この規格において、有機農産物とは、第4条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。 |
| 用語 | 定義 | | | | | | | | | | |
| 有機農産物 | 次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。 | | | | | | | | | | |
| 禁農等 | 禁農及び禁採場をいう。 | | | | | | | | | | |
| 使用禁止資材 | 肥料及び土壤改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壤又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。 | | | | | | | | | | |
| 禁農 | 禁農または禁地種植物生産区域または禁用禁農区域をいう。 | | | | | | | | | | |
| 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場等の条件</td> <td>1 ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように入り口等に必要な措置が講じられていること。また、水田に用いたものはその用が終了した後もそのまま水田に施肥共資材を施入しないこと。 2 ほ場は、周辺から肥料、土壤改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するた</td> </tr> </tbody> </table> | 事項 | 基準 | ほ場等の条件 | 1 ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように入り口等に必要な措置が講じられていること。また、水田に用いたものはその用が終了した後もそのまま水田に施肥共資材を施入しないこと。 2 ほ場は、周辺から肥料、土壤改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するた | (生産の方法についての基準) 第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 | | | | | | |
| 事項 | 基準 | | | | | | | | | | |
| ほ場等の条件 | 1 ほ場は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように入り口等に必要な措置が講じられていること。また、水田に用いたものはその用が終了した後もそのまま水田に施肥共資材を施入しないこと。 2 ほ場は、周辺から肥料、土壤改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するた | | | | | | | | | | |

禁則

2 次のいずれかによること。

- (1) 多年生作物から収穫される農産物作物を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の農産物作物を生産する場合にあってはその最初は植付け前に2年以上(開拓されたほ場又は耕作のために供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては種又は植付け前1年以上)の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準及びほ場には植え付ける種子及び苗等の基準及びほ場における有害動植物の防除の基準に基づき農作物の生産耕作が行われているほ場であること。
- (2) 転換期間中のほ場((1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。)においては収穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場には植え付ける種子及び苗等の基準及びほ場における肥培管理の基準に基づき農作物の生産耕作が行われているほ場であること。
- 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域で、農産物を採取する当該採取場に、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。

ほ場等における肥培管理

当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用その他の当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進が図られていること(当該ほ場等又はその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進を図ることができない場合には、別表1に掲げる肥料及び土壤改良資材(製造工程において化学的に合成された物質を添加していないもの)を施用する場合に限る。表1に記載するもののみを使用していること。)

1 ほ場には、次の種子及び苗等(草木、蘿木、蘿本、蘿木その他植物体の全部又は一部、種子を除く。)で繁殖の用に供されるるものとし、以下同じ。)を使用するときは、(1)の種子及び苗等に限る。

(1) ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準に適合するもの種子及び苗等。

(2) ただちに通常の方法にまろやほ場等(1)の種子及び苗等の入手が困難な場合におけるものは、使用禁止資材が使用されていないもの種子及び苗等。

(3) また(1)及び(2)の種子及び苗等の入手が困難な場合にまろやほ場等は、種子繁殖する品種においては種子、栄養繁殖する品種においては入手可能な最も若齢な苗等を用いることとする。

2 次のいずれかによること。

- (1) 多年生作物(牧草を除く。)を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては種又は植付け前に2年以上(開拓されたほ場又は耕作のために供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては種又は植付け前1年以上)の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場に植え付ける種子及び苗等における肥培管理の基準が行われているほ場であることを。
- (2) 転換期間中のほ場((1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。)については収穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場に植え付ける種子及び苗等における肥培管理の基準に基づき農作物の栽培が行われているほ場であることを。
- 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。

ほ場等における肥培管理

当該ほ場等((ほ場及び採取場をいう。以下同じ。))において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用その他の当該ほ場若しくはその周辺に生息する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進が図られていること(当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進を図ることができない場合には、別表1に掲げる肥料及び土壤改良資材のみを使用していること。)

1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種子(種子、苗、苗木、蘿木、蘿本、蘿木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。)を使用すること。ただし、通常の方法によつてはその入手が困難な場合にはこの限りではない。

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| | 2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。）を用いて生産されたものでないこと。 | 2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。）を用いて生産されたものでないこと。 |
| ほ場等における有害動植物の防除 | 耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行いうことをいう。）及び生物的防除（病害の原因となる微生物の防除により有害動植物の防除を行いうことをいう。）及び生物的防除（病害の原因となる微生物の防除（病害の原因となる微生物の防除）、生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行いうことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること（農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによつてはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合には、別表2に掲げる農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものと除く。以下同じ。）のみが使用されていること。）。 | ほ場等における有害動植物の防除 |
| 一般管理 | 1 土壌又は植物には、使用禁止資材を施してはならない。 2 育苗を行う場合（ほ場等において育苗を行う場合を除く。）にあつては、その用土として次の(1)から(3)まで掲げる基準のまき種のみを使用するとともに、(ほ場等の条件の基準の1に掲げる基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び土壤等1に掲げる基準に準じた管理が行われていること。 (1) ほ場等の条件の基準を満たすほ場等（ほ場及び採取場をいう。）の土壤 (2) 過去3年以上使用禁止資材が周辺から飛来又は流入もなければ、かつ使用されない一定の区域で採取され、かつ、土壤改良を終了後においても、使用禁止資材が使用されていない土壤 (3) 別表1に掲げる肥料及び土壤改良資材 | 1 土壌又は植物には、使用禁止資材を施してはならない。 2 育苗を行う場合（ほ場等において育苗を行う場合を除く。）にあつては、その用土として次の(1)から(3)まで掲げる基準のまき種のみを使用するとともに、(ほ場等の条件の基準の1に掲げる基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び土壤等1に掲げる基準に準じた管理が行われていること。 (1) ほ場等の条件の基準を満たすほ場等（ほ場及び採取場をいう。）の土壤 (2) 過去3年以上使用禁止資材が周辺から飛来又は流入もなければ、かつ使用されない一定の区域で採取され、かつ、土壤改良を終了後においても、使用禁止資材が使用されていない土壤 (3) 別表1に掲げる肥料及び土壤改良資材 |
| 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その後の工程に係る管理 | 1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場には種する種子又は植え付ける種子及び苗等の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び一般管理の基準（以下「ほ場等の条件等の基準」という。）に従つて生産された農産物以外の農産物が混入しないよう管理されていること。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されたものを利用した方法を除く。）によること（物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによる場合に当該は、有害動植物の防除に使用される資材として別表2に掲げる農薬及び有機加工食品の販売規格（平成12年1月29日農林水産省告示）。 | 1 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その後の工程に係る管理 2 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その後の工程に係る管理 |

| | |
|---|--|
| | 示第6.0見)別表2に掲げる薬剤(薬剤を使用する場合にあっては、農産物への混入が防止されていること)のみが、農産物の品質の保持改善に使用される資材等として別表3に掲げる調製用等資材(製造工程において化粧的に食成された物質を添加してないものに限り、組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)のみが使用されていること。 |
| 3 | 3 病害虫防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 4 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。 |

(有機農産物の表示)
第5条 有機農産物の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

| 区分 | 基準 |
|-------|-----|
| 表示の方法 | 〔略〕 |

(有機農産物の表示)
第5条 有機農産物の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

| 区分 | 基準 |
|-------|--|
| 表示の方法 | <p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機農産物」 (2) 「有機栽培農産物」 (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」 (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」 (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」 (6) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」 (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」</p> <p>(注)「〇〇」には、その一般的な農産物の名称を記載すること。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらび採取場において採取された農産物にあっては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載し、転換期間中の場合は後にして生産されたものにあつては前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p> |

附則
1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
2 この告示による改正前の有機農産物の表中ほ景に賛成又はは付ける種類の基準の、このただし事については、この告示の公布の日から起算して5年を経過するまでは、なお従前の例によることができる。
3 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでは、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表中一般管理の基準の(2)中「過去3年以上使用禁止資材」とあるのは、「貯蔵止資材」と読み替えるものとする。

別表1

| | | | |
|------------|----|------------|----|
| 肥料及び土壤改良資材 | 基準 | 肥料及び土壤改良資材 | 基準 |
|------------|----|------------|----|

| | | |
|--------------------------------|------|---|
| 肥料又は殺虫剤等を主とした植物及びその 残さ由來の資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 施肥又は発酵、乾燥又は焼成した 排せつ物由來の資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く)を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 食品及び機械産業からの有機副産 物由來の資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| と畜場及ぼ又は水産加工場からの排 出物由來の加工資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 非農業性産品由來した食品産業物由 來の資材 | 【削る】 | 天然物質以外の物質が混入していないものであること。 |
| 施肥又は殺虫剤等を主とした植物及 びその残さ由來の資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 物由來の資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| と畜場及ぼ又は水産加工場からの排 出物由來の加工資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 非農業性産品由來した食品産業物由 來の資材 | 【削る】 | 天然物質以外の物質が混入していないものであること。 |
| 肥料又は殺虫剤等を主とした植物及 びその残さ由來の資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 物由來の資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| と畜場及ぼ又は水産加工場からの排 出物由來の加工資材 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 非農業性産品由來した食品産業物由 來の資材 | 【削る】 | 天然物質以外の物質が混入していないものであること。 |

| | | |
|------------------------------|------|--|
| 農産物及びその残さに由来する堆肥 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 食品製造業等に由来する堆肥 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 生ゴミに由来する堆肥 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| パーク堆肥 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 魚かす粉末 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| なたね油かす及びその粉末 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 米ぬか油かす及びその粉末 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 大豆油かす及びその粉末 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 蒸製骨粉 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 窒素質グアノ | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 乾燥糞及びその粉末 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 草木灰 | 【削る】 | 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 炭酸カルシウム肥料 | 【削る】 | 天然鉱石を粉碎したもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。 |
| 貝化石肥料 | 【削る】 | 化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。 |
| 塩化カリ | 【削る】 | 天然鉱石を粉碎したもの及び天然かん水から回収したものであること。 |
| 硫酸カリ | 【削る】 | 天然鉱石を水洗精製したものであること。 |
| 硫酸カリ苦土 | 【削る】 | 天然鉱石を水洗精製したものであること。 |
| 天然りん鉱石 | 【削る】 | カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90 mg以下であるものであること。 |
| 二ガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したもの | 【削る】 | 二ガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。 |
| 硫酸苦土肥料 | 【削る】 | 天然鉱石を粉碎したものであること。 |
| 水酸化苦土肥料 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。 |
| 石こう(硫酸カルシウム) | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的合成された物質を添加していないものであること。 |
| 硫黄 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的合成された物質を添加していないものであること。 |
| 生石灰 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的合成された物質を添加していないものであること。 |
| 消石灰 | 【削る】 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的合成された物質を添加していないものであること。 |

21

| | | | |
|-------------------------|---|-----------------|--|
| 微量要素 銅、亜鉛、モリブデン及び塩素) | 微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。 | 木炭 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 育苗用土をも使用するとき （土壤改良資材として） 貯蔵する場合 は、貯蔵用土として使用する場合に限る）であること。 |
| ペントナイト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 | ペントナイト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| ペーライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 | ペーライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| ゼオライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 | ゼオライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| バーミキュライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 | バーミキュライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| けいそう土焼成粒 | けいそう土焼成粒 | けいそう土焼成粒 | けいそう土焼成粒 |
| [略] | 鉱さいけい酸質肥料 | [略] | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| よう成りん肥 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 | よう成りん肥 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 塩化ナトリウム | 塩化ナトリウム | 塩化ナトリウム | 塩化ナトリウム |
| 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 塩化カルシウム | 〔削る〕 塩化カルシウム | 〔削る〕 塩化カルシウム | 上記の資料をもとに、 植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物性質による農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限る。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される他の肥料及び土壤改良資材 |

| | |
|--|---|
| 微量要素 マンガン、ほう素等微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保された物質が確保されない場合に微量要素以外の化学的に合成された物質が添加されているものであること。 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないもの</u> であること。 |
| 木炭 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 泥炭 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| ペントナイト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| ペーライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| ゼオライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| バーミキュライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| けいそう土焼成粒 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| [略] | 鉱さいけい酸質肥料 |
| よう成りん肥 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 塩化ナトリウム | 〔削る〕 塩化ナトリウム |
| 〔略〕 | 〔削る〕 塩化カルシウム |

植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物性質による農地の生産力を維持増進を図ることができない場合に限る。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される他の肥料及び土壤改良資材

り、使用することができる肥料及び
土壤改良資材

ついてない天然物質に由来するもの（天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的方法によらずに製造されたものに限る。）で化学的に合成された物質を添加していないものであること。

れる物（生物を含む。）であって、天然物質又は天然物質に由來するものの（天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的方法によらずに製造されたものに限る。）で化学的に合成された物質を添加していないものであること。

別表2

| 農 薬 | 基 準 | 準 |
|--|--|---|
| 除虫菊乳剤及びビレトリン乳剤 | 除虫菊から抽出したもので、共力剤としてピペロニルブキサイドを含まないものに限ること。 | |
| 「削る」 「削る」 「削る」 〔略〕 〔略〕 | | |
| 大豆レシチン・マシン油乳剤 | | |
| 〔略〕 〔略〕 〔略〕 | | |
| 硫黄・大豆レシチン水和剤 | | |
| 〔略〕 〔略〕 | | |
| 石灰硫黄合剤 | | |
| 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 | | |
| 性フェロモン剤 | 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする農薬のみに限ること。 | |
| 「削る」 「削る」 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 | | |

| 農 薬 | 基 準 | 準 |
|--|-------------------|--|
| 除虫菊乳剤 | 除虫菊から抽出したものであること。 | |
| デリス乳剤 デリス粉 デリス粉剤 なたね油乳剤 マシン油エアル | | |
| マシン油乳剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 | | |
| 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 | | |
| シアタケ菌糸体抽出物殺剤 炭酸水素ナトリウム水溶液剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 | | ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 |
| 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤 性フェロモン剤 | | |
| 誘引剤 忌避剤 クロレラ抽出物液剤 混合生葉抽出物液剤 | | |

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| 脂肪酸グリセリド剤 デンプン水和剤 | 〔削る〕 〔削る〕 |
| 展着剤 | 〔削る〕 |
| 〔略〕 | カゼイン又はパラフィンを有効成分とする製剤のみのに限ること。 |
| 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 | 〔略〕 〔略〕 |
| 〔略〕 | 捕虫器に使用する場合に限ること。 |

別表 3

| 調 整 用 等 資 材 | 基 準 |
|-------------|-----|
| 〔略〕 | 〔略〕 |

(注) 農薬の使用に当たっては、農業の容器等に表示された使用方法を遵守すること。
別表 3

| | |
|-----------------------------|--|
| カゼイン石灰 パラフィン | 〔着剤として使用する場合に限ること。〕 〔着剤として使用する場合に限ること。〕 |
| ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤 | 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 |
| 食酢 | |
| | |
| | |

| 調 整 用 等 資 材 | 基 準 | 準 |
|---|-----|---|
| 炭酸カルシウム 水酸化カルシウム 二酸化炭素 窒素 | 〔略〕 | |
| エタノール カゼイン ゼラチン 活性炭 | 〔略〕 | |
| タルク ベントナイト カオリン ケイソウ土 ペーライト | 〔略〕 | |
| DL—酒石酸 L—酒石酸 DL—酒石酸水素カリウム L—酒石酸水素カリウム DL—酒石酸ナトリウム L—酒石酸ナトリウム クエン酸 | 〔略〕 | |
| 微生物由来の醸製用等資材 酵素 卵白アルブミン アイシングラス 植物油脂 | 〔略〕 | |

24

〔略〕
〔略〕
エチレン
〔削る〕

バナナの追熟に使用する場合に限ること。

樹脂成分の調製品
ヘーゼルナッツの殻
その他の調製用等資材

農産物の輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等の工程に必要不可欠である資材であって、天然物質又は天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないものであること。

農林物資規格調査会部会（有機農産物等）議事次第

日時：平成16年12月20日

14時00分～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 有機農産物の日本農林規格の見直しについて

(2) 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて

(3) その他

4 閉会

配布資料

- 1 農林物資規格調査会部会（有機農産物等）委員名簿
- 2 有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会（有機農産物等）委員名簿

| 氏 名 | 役 | 職 |
|---------|------------------------|---|
| ○伊藤 潤子 | 日本生活協同組合連合会理事 | |
| ○小野 正 | 全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部部長 | |
| ○近藤 栄一郎 | 全国青果物商業協同組合連合会理事 | |
| ○並木 利昭 | 日本スーパー・マーケット協会事務局長 | |
| ○保田 茂 | 前神戸大学農学部教授 | |
| ○山中 博子 | 全国地域婦人団体連絡協議会理事 | |
| 栗生 美世 | (社)栄養改善普及会理事 | |
| 熊代 聖子 | 全国生活学校連絡協議会事務局長 | |
| 澤登 早苗 | 恵泉女学園大学人文学部専任講師 | |
| 武内 智 | (株)ワタミファーム代表取締役社長 | |
| 谷 敬子 | (社)全国消費生活相談員協会常任理事 | |
| 徳永 瑛子 | 日本主婦連合会副会長 | |
| 福士 正博 | 東京経済大学経済学部教授 | |
| 堀江 雅子 | (財)ベターホーム協会常任理事 | |
| 水野 葉子 | 日本オーガニック検査員協会理事長 | |
| 森田 満樹 | 食品科学広報センター主任研究員 | |
| 山根 香織 | 主婦連合会常任委員 | |

(注) ○：農林物資規格調査会委員

(パブリックコメント募集結果等)
規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる
寄せられた意見・情報
(有機農産物の日本農林規格)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H17.1.7～H17.2.6）

(1) 受付件数

| | |
|-----------|-----|
| 農業者 | 15件 |
| 消費者団体 | 1 |
| 流通業者 | 2 |
| 認定機関（検査員） | 14 |
| 研究機関（研究者） | 3 |
| 農業関連 | 11 |
| その他 | 45 |
| 合計 | 91件 |

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報による各国のコメント（募集期間：H17.5.2～H17.7.13）

(1) 受付件数：2件

中国及び米国（有機食品貿易協会）からコメントがあり、以下により回答予定。

(2) コメントの内容

○中国：

資材リストに、コーデックス規格に記載のあるタバコ抽出物、過マンガン酸ナトリウムが記載されていない理由について質問があり、これら資材については日本においては農薬として登録されていないためである旨、また、ロテノン（デリス）が記載されていない理由について質問があり、コーデックス規格では、認証団体又は当局による認可が必要とされており、日本では環境への影響等を考慮して認めないこととなった旨回答する予定。

○米国（有機食品貿易協会）：

規格の表現がわかりにくいとのコメントがあった。

有機農産物のパブコメに対する回答

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方（案） |
|--|--|
| 第1条 目的 有機飼料の規格が別途設けられたが、食用に作付けされたものを飼料として出荷する際に2つの認定を取得しなくて済むようすべき。 | 2つの認定を取得しなくて済むよう、有機農産物と有機飼料に係る「生産行程管理者の認定の技術的基準」を一本化して制定する予定です。 |
| 第3条 定義 有機農産物は指定農林物資である旨を明記すべき。 使用禁止資材の定義は、天然物質であれば別表になくとも使えるとの誤解を生むので削除すべき。 使用禁止資材の定義では、一般的な化学物質を含むことを明確にすべき。 | 上位法令であるJAS法施行令第29条に規定されています。 天然物質であっても、肥培管理、有害動植物の防除等の目的で別表に掲げられた資材以外は使用できないことは、第4条に記載されています。 別表に掲げられる資材を除き、土壤又は植物に施される化学物質を全般的に使用禁止資材としています。 |
| 第4条 ほ場等の条件 ほ場の条件は、周辺からの使用禁止資材の飛来だけでなく、流入防止も明記すべき。 2(2)の「ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等基準」は「苗等の基準」の誤りではないか。 使用禁止資材が飛来しないように「区分されていること」は必要なので、現行の規定のままとすべき。 使用禁止資材の飛来・流入を防止するために必要な措置とは具体的に何か。 水田への使用禁止資材の流入とはどのようなことを指すのか。 台風による冠水や土砂の流入等の意図せざる不可抗力の流入については、例外規定を設けるべきではないか。 3の採取場の条件は、「農産物を採取する前の3年以上使用禁止資材が使用されていないこと」ではなく、「2年以上」とすべき。 有機栽培の年数を起算する際の起算点を明確にすべき。 | 1において、ほ場に使用禁止資材が流入しないように必要な措置が講じられていることと規定されています。 貴見のとおり修正します。 農地を完全に区分することは隔離しない限り困難であるため、「必要な措置が講じられていること」としました。 Q&Aにより明確化します。 Q&Aにより明確化します。 非常ににおける流入の完全な防止措置を要求しているのではなく、通常想定される範囲において流入を防止するために必要な措置を求めているところです。 有機農産物の規格は、国際的な有機食品の基準であるコーデックスガイドラインに準拠し、採取前は3年以上使用禁止資材が使用されていないこととしています。 Q&Aにおいて明確化されています。 |
| 第4条 ほ場等における肥培管理 自生している農産物を採取する場合は、肥培管理を行わないので、採取場を含む「ほ場等」ではなく、「ほ場」とすべき。 別表1は有機農業生産者が培った土作りの資材であるので、使用にあたっての条件をつけるべきではない。 | 貴見のとおり修正します。 別表1に掲げられた資材は、有機農産物の栽培においてやむを得ない場合に限り使用することが認められている資材であり、可能な限り、その使用は制限されるべきものです。 |

第4条 ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等

| | |
|--|--|
| 「使用禁止資材が使用されていない種子」とは使用禁止資材を使用せずに栽培された種子か、種子になってから使用禁止資材を使用していない種子か。 | 種子になってから使用禁止資材を使用していない種子を指します。 |
| 使用禁止資材が使用されていない種子及び苗等の入手が困難な場合に使用できる種子や苗等は「使用禁止資材が使用されていないほ場又は採取場で採取された」ものなのか。 | 一般に販売されている種子や最も若齢な苗等を指します。 |
| 最も若齢な苗等とは、どのように判断するのか。 | Q & Aにおいて明確化します。 |
| 種子繁殖植物と栄養繁殖植物の境界を明確にすべき。 | Q & Aにおいて明確化します。 |
| 食用新芽の定義を明確にすべき。 | Q & Aにおいて明確化します。 |
| 同じ作物であっても、種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種が両方ある作物があることから、「種子繁殖する農産物」、「栄養繁殖する農産物」という規定は不適切なのではないか。 | 同じ作物であっても、種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種の両方がある作物が存在することを踏まえ、規定を修正します。 |
| 種子繁殖植物と栄養繁殖植物と分けた規定になっておりわかりにくい。統一すべき。 | 種子繁殖植物に非有機の苗の使用を認めることはできないため、分けて規定する必要があります。 |
| 種子繁殖する農産物において有機の種苗の入手が困難な場合には、一般の種子の使用は認めるが、一般の苗の使用は認めないということか。 | 貴見のとおりです。 |
| 食用新芽の生産を目的とする場合を除くとされているが、使用禁止資材を使用した種苗を使用できるということか。 | 食用新芽の生産に用いる種苗は、有機の種子や苗等に限られるということです。 |
| 食用新芽は、ただし書きの規定が適用されないのはおかしい。 | 食用新芽の生産は、農地の生産力ではなく、大部分を種子や穂木などに蓄えられた生産力により賄われているため、有機の種子や苗等の使用が不可欠です。 |
| 種子や苗の段階で農薬や化学肥料が使われているのであれば表示すべきではないか。 | コーデックスガイドラインにも種子や苗の段階で使用された資材の表示義務はありません。 |
| ほ場に播種又は植え付ける種子及び苗等の基準は、5年後に自動的に適用されるのか。 | 5年に1度の見直しの際に、消費者等関係者のご意見を踏まえ検討します。 |
| 自家採取は作物が限定される。このような基準は現状を考慮し、供給体制が整つてから出すべき。 | 現状を考慮し、5年間の猶予期間があります。5年後の見直しの際に、消費者等関係者のご意見を踏まえ検討します。 |
| 附則において、「従前の例によることができる」とあるが、入手が困難とはどのような場合を指し、どのような種苗を使用することができるのか。 | Q & Aにより明確化します。 |
| 第4条 ほ場等における有害動植物の防除 | |
| 自生している農産物を採取する場合は、貴見のとおり修正します。 | |

| | |
|---|--|
| 防除を行わないので、採取場を含む「ほ場等」ではなく、「ほ場」とすべき。 | |
| 生物的防除の規定に基づき、別表2に記載のない市販の微生物や採取された天敵のウイルスを防除に用いてもよいのか。 | 生物であって、農薬取締法等の他法令上に則ったものであれば、生物的防除に使用することができます。 |
| 「別表2に掲げる農薬のみが使用されていること」という表現は、農薬を使わなければいけないような表現となっており好ましくない。 | その前段に、やむを得ない場合にのみ農薬を使用できるという条件が規定されております。 |
| 第4条 一般管理 | |
| 一般管理とは何を指すのか。 | 第4条の他の事項において規定されている内容以外で、農産物の栽培に必要な行為全般を指します。 |
| 塩水選に使用される塩は何に位置づけられるのか。 | 一般管理に位置づけられるため、一般管理の基準を満たす必要があります。 |
| 生分解性マルチや紙マルチの使用を認めるべき。 | 使用禁止資材の含まれていない資材であれば使用できますが、使用禁止資材の含まれている資材を有機農産物のほ場に施すことはできません。なお、紙マルチについては、有機農産物の生産における利用実態等を踏まえつつ、今後更に検討することとします。 |
| 別表1のみを原料とした育苗用土が認められる規定を加えるべき。 | ご意見を踏まえ、基準に別表1のみを原料とした育苗用土の使用が認められる旨を新たに規定します。 |
| 育苗用土に関する規定は、同様のことがこれまでの規定でも読めるので、新たに盛り込む必要はないのではないか。 | これまでの規格において、育苗用土に関する内容が含まれている規定はありません。 |
| 育苗用土に関する規定は、山土であればよく、3年以上使用禁止資材を使用しないという規定を担保するのは困難である。 | 有機農産物である以上、山土であれば何を使って育苗してもよいということにはなりません。ただし、「3年以上」という条件については、直ちに適用することは困難と考えられるため、新たに経過措置を設けます。 |
| 第4条 輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理 | |
| 有機農産物加工食品のJAS規格の改正により、施設内で病害虫の防除をするための資材が改正されたが、これら資材を有機農産物の保管工程においても使用できるようにすべき。 | ご意見を踏まえ、有機農産物加工食品のJAS規格の別表2に掲げられた薬剤も有機農産物のJAS規格の保管工程における有害動植物の防除に使用できるよう修正します。 |
| 薬剤のみでなく、有機農産物の生産に係わらない化学肥料等についても接触しないように規定すべき。 | ご意見を踏まえ基準を修正します。 |
| 包装資材に抗菌加工・防かび加工等が行われていないことを基準に追加してほしい。 | 包装資材に薬剤等を使用することにより有機農産物が汚染されてはいけません。 |
| 別表1 | |
| 生わらなどのたい肥化させていない農産物の残さはどこの項に入るのか。 | 改正案では該当する項がないため、「たい肥化又は発酵した植物及びその残さ」の項の規定を修正します。 |
| 人糞尿が排除された理由はなぜか。 | JAS調査会部会等において、コーデックスガイドラインにおいて使用が認められていない人糞尿の使用を認めるかどうか検討されましたが、消費者の意 |

| | |
|---|--|
| | 見等を踏まえ、追加しないこととなりました。 |
| 家庭ゴミへの洗剤、ビニール等の混入はかなりあることから、たい肥化又は発酵した食品廃棄物についても、他の廃棄物類と同様の制限を設けるべき。 | ご意見を踏まえ、基準にこれら物質の混入を防止する規定を新たに設けます。 |
| 「堆肥化又は発酵した食品廃棄物」の基準に、従来あった「化学的に合成された物質を添加していないものであること」が削除されている理由はなにか。 | 規格第4条の本文に一括して規定したためです。 |
| 魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されているが、これらは「上記の資材では、土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進を図ることができない場合に限り使用できる肥料及び土壤改良資材」で使用することができるのか。 | これらの資材については「食品及び繊維産業からの有機質副産物由来の資材」としての基準を満たしていれば使用することができます。 |
| 油かす、魚かすなどの生物を利用した発酵肥料が多いため、有機資材発酵物という資材を入れるべき。 | 油かす、魚かす等を利用した資材については、掲げられた基準を満たしている資材であれば、既に手当てされています。 |
| 窒素質グアノだけでなく、リン酸グアノも使用可能な資材とすべき。 | コーデックスガイドラインにおいて認められていました。修正します。 |
| 炭酸カルシウムは粒状品が多いため、造粒が認められる規定にすべき。 | 第4条の本則において、別表1の資材の「製造行程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る」とされていることから、化学的に合成された物質を添加せずに造粒することができます。 |
| 肥料等を造粒する際に、リグニンを使用したり化学合成物質を添加することを認めるべき。コーデックスガイドラインでも認められている。 | 今後、登録認定機関や生産行程管理者からの要望があれば、検討していきます。 |
| 生石灰には苦土生石灰を含むべき。 | 従来から、原料である炭酸カルシウムが苦土炭酸カルシウムを含むとしていることから、ご意見を踏まえ基準を修正します。 |
| カキ殻等環境負荷の小さい資材でも対応できるので、生石灰や消石灰は削除すべき。 | 生産者からの要望が極めて強く、天然物質に由来するものに限っているため、消費者の理解が得られたことから追加されました。 |
| 泥炭の使用基準を育苗培土に限らず、好酸性植物等の酸土調整にも使用を認めるべき。 | コーデックスガイドラインにおいて資源・採取地の環境を保全する観点から育苗培土への使用を除き、土壤改良資材としての使用が禁止されたことから、使用を認めることは困難です。 |
| 泥炭を有機物として使ったボカリ肥料の使用も認められないのか。 | コーデックスガイドラインで使用が認められないのは土壤改良目的での使用のみであり、肥料としての使用は可能であることから、規格を修正します。 |
| 塩の定義を明確化すべき。 | Q&Aにより明確化します。 |
| 塩化カルシウムについても、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」と制限すべき。 | コーデックスガイドラインにも、そのような制限はないことから、制限を設けることは困難です。 |
| 木酢液やニームを土壤改良資材として使用する場合、「その他の肥料及び土壤改 | 上記の資材では、土壤の性質に由来する農地の生产力の維持増進を図ることができない場合であって、 |

| | |
|--|---|
| 「良資材」に該当していたが、改正後においても当該項目に該当するのか。 | 病害虫の防除効果を有しないことが客観的に明らかであれば、使用することができます。 |
| 「その他の肥料及び土壤改良資材」の改正案に「組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く」とした理由はなにか。 | 有機農産物であることから、組換えDNA技術を使用してはいけないことを明確化するためです。 |
| 「上記の資材では、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壤改良資材」の評価の手順を明確にすべき。 | Q & Aにより明確化します。 |
| 「上記の資材では、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ことができない場合に限り使用することができる肥料及び土壤改良資材」は条件を付けずに自由に使用できるようにすべき。 | コーデックスガイドラインとの適合を図るため、当該項目に基づく資材の使用は、可能な限り制限的な運用とする必要があります。 |
| 「上記の資材では、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる肥料及び土壤改良資材」の基準に追加された「病害虫の防除効果を有していないことが客観的に明らかなもの」とはどういう意味か。 | 農薬取締法に基づき特定防除資材に分類されるなど、病害虫の防除効果を有することが客観的に明らかである資材を指します。 |
| 従来の基準にあった「化学的に合成された物質を添加していないものであること」が削除され、第4条のほ場等における肥培管理に、「製造行程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る」とされたことから、従来と同様であると解釈してよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 農家及び資材メーカーが資材を製造する際に使用する原材料に使用した化学物質のキャリーオーバーをどう考えるか不明である。 | 資材を製造する際に使用する原材料の基準については、当該資材の基準欄に掲げられている基準を満たす必要があります。 |
| 石灰硫黄合剤は強い要望を受けて認められたが、強い要望とはどのようなものか。 | E U、アメリカ等の諸外国において有機農産物の生産に認められている資材であり、我が国の農家からも同様に認めてほしいとの強い要望がありました。 |
| 石灰窒素を認めるべき。 | コーデックスガイドラインにも、認められていないことから困難です。 |
| 第4条の基準に規定されている「化学的に合成された物質を添加していないものであること」との文言は、誤解されないよう別表1にも記載すべき。 | 同じ内容を2度規定することはできません。 |
| 別表1全体を、組換えDNA技術を用いて製造されたものを除くべき。 | 我が国における、大豆、なたね等の粕や食品残さ等の有機栽培に係る資材の使用状況を踏まえれば、現状では困難ですが、状況を踏まえ、今後検討していきます。 |
| 別表2 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤の「共力 | Q & Aにおいて明確化します。 |

| | |
|--|---|
| 剤としてピペロニルブトキサイドを含まないもの」とは、どのように確認するのか。生物農薬等が組換えDNA技術を用いて製造されたかどうかについて、どのように確認するのか。 | |
| 誘引剤、忌避剤の削除は問題ではないか。 | コーデックスガイドラインにも、認められていないことから困難です。 |
| デンプン液剤はなぜ使用できないのか。 | 有効成分がデンプンではなく、化学合成されたヒドロキシプロピルデンプンであるからです。 |
| 展着剤のパラフィンが認められているのだからパラフィン水和剤も認めるべき。 | 今後、登録認定機関や生産行程管理者からの要望があれば、検討していきます。 |
| 別表2にも「組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く」旨を記載すべき。 | 第4条の基準に記載されています。 |
| 別表3 | |
| エチレンのキウイへの使用を認めるべき。 | JAS調査会部会等において、「キウイについては品種の選定と品種特性に応じた低温貯蔵期間の確保によりエチレン処理は不要」との有識者の意見等を踏まえ、追加しないこととなりました。 |
| その他 | |
| 有機JAS制度は、何を目的としているのか。今回の改正の目的はなにか。有機農家を増やす制度ではないのか。 | 有機JAS制度は、消費者の商品選択における混乱を防止するための制度であり、今回の改正は、規格をより明確化するために行われました。 |
| 有機JASの基準に残留農薬検査を義務付けるべき。 | 有機JAS制度を含め、有機認証は国際的にも化学農薬の使用を避ける等の生産方法に着目した認証であり、コーデックスガイドラインおいても、生産された農産物の残留農薬検査の義務付けはありません。 |
| 使用できる資材が認定機関により異なり混乱している。認定機関の解釈の幅を制限すべき。 | 認定機関による資材のばらつきが生じないよう、別表に掲げられた資材のその他の項目を削除、あるいは大幅に制限を加えています。 |
| 有機農産物の栽培に使用する資材は、天然物由来のものであれば自由に使ってもいいのではないか。 | 有機農産物の栽培に使用できる資材は、魚毒性等の環境への負荷などを踏まえて定められているものであり、天然由来であれば自由に使えるというものではありません。 |

- ・ 有機農産物である以上、当然に肥料、土壌改良資材及び農薬以外の資材についても化学物質の投入はできないことを明確化するため、「一般管理」の項を新設する。

- ・ 育苗に使用できる土の基準を明確化する。

なお、パブリックコメントを踏まえ、別表1の資材のみを原料とした育苗用土の使用が認められるよう、部会了承案を修正する。

| 事 項 | 改正案 | 現 行 |
|---|---|---|
| <u>収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理</u> | <p>1 <u>ほ場等の条件の基準、ほ場における肥培管理の基準、ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の基準、ほ場における有害動植物の防除の基準及び一般管理の基準（以下「ほ場等の条件等の基準」という。）に従って生産された農産物以外の農産物が混入しないように管理されていること。</u></p> <p>2 <u>有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されたものを利用した方法を除く。）によること（物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、有害動植物の防除に使用される資材として別表2に掲げる農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）別表2に掲げる薬剤（薬剤を使用する場合にあっては、農産物への混入が防止</u></p> | <p>1 <u>輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては有機農産物以外の農産物が混入しないように管理されていること。</u></p> <p>2 <u>輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は、別表2に掲げる農薬及び別表3に掲げる調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみであること。</u></p> |